

元職員に対する退職手当の返納処分について

本市元職員による強制わいせつ被告事件について、前橋地方裁判所による判決（懲役6か月、執行猶予3年）が確定したことに伴い、前橋市職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）の規定に基づき、当該元職員に対して、退職手当の全額の返納を命ずる処分を行いましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

- 1 該当職員 元管理職 50代 男性
- 2 退職日 平成30年8月19日
- 3 退職手当支給日 平成30年9月6日
- 4 判決及び宣告日 懲役6か月（執行猶予3年）、令和元年6月28日
- 5 判決確定日 令和元年7月13日
- 6 返納処分 退職手当の全額
- 7 処分決定日 令和2年1月24日
- 8 概要

上記職員は、女性係員に対するセクハラ行為により、平成30年6月12日に停職9か月の懲戒処分を受け、停職中の平成30年8月19日に依願退職しました。

退職に伴い、退職手当を支給しましたが、同事案については、刑事訴訟が行われ、令和元年6月28日に懲役6か月（執行猶予3年）の判決が宣告され、同年7月13日に確定したことから、退職手当審査会への諮問等退職手当条例の定めに基づく所定の手続きを経て、同審査会の答申どおり、退職手当の返納を命じたものです。

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電話 直通 / 027-898-6507